個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	苦情申立関連
行政機関等の名称	川崎市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民オンブズマン事務局
保有個人情報等管理責任者	市民オンブズマン事務局担当課長
個人情報ファイルの利用目的	苦情申立関連事務における調査状況の把握のため
記録項目	1氏名、2住所、3電話番号、4メールアドレス、5その他調査に必要な情報
記録範囲	苦情申立書を提出した者及び調査に必要な関係者
個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数	4,400人
記録情報の収集方法	本人からの提出
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、当該要配慮個人情報を必要とする理由	受付苦情に係る調査実施及び判断材料として使用するため。
記録情報の経常的提供先	―
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 市民オンブズマン事務局 (所在地) 〒210-0005 川崎市川崎区東田町5番地4 ※請求書は、次の部署に提出することもできます(受理はせず、上記記載の部署に回送します。)。 (名称)総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課(情報公開担当) (所在地)〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―
個人情報ファイルの種別	■ 法第60条第2項第1号(電算処理ファイル) (政令第21条第7項に該当するファイル: □ 有 ■ 無) □ 法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称) 市民オンブズマン事務局 (所在地) 〒210-0005 川崎市川崎区東田町5番地4
行政機関等匿名加工情報の概要	―
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	―
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	―
備考	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	相談・救済申立関連
行政機関等の名称	川崎市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民オンブズマン事務局人権オンブズパーソン担当
保有個人情報等管理責任者	市民オンブズマン事務局人権オンブズパーソン担当課長
個人情報ファイルの利用目的	過去から現在に至る相談及び救済申立てに関する処理状況のデータ加工処理等
記録項目	1氏名、2住所、3性別、4生年月日、5国籍、本籍、6親族、続柄、7学歴、8学業成績、9職業、職位、10障害、11疾病歴、12健康状態、13資産内容、14収入、15団体加入、16暮らし向き、17公的扶助、18趣味・し好、19電話番号、20メールアドレス
記録範囲	相談及び救済申立人
個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数	6，200人
記録情報の収集方法	相談及び救済申立本人（直接、申請書等）、本人以外（法令、本人同意）から随時収集
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、当該要配慮個人情報を必要とする理由	市民等相談者から相談、陳情、要望等があった場合、その内容に関し、実施機関の十分な理解と適切な対応を期待して、相談者等から提供される情報に要配慮個人情報が含まれることが考えられる。この要配慮個人情報は、相談者等が自らの意思によって提供するものであり、各実施機関が保有することはやむを得ないものである。
記録情報の経常的提供先	―
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）市民オンブズマン事務局人権オンブズパーソン担当 （所在地）〒210-0005　川崎市川崎区東田町5番地4 ※請求書は、次の部署に提出することもできます（受理はせず、上記記載の部署に回送します。）。 （名称）総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課(情報公開担当) （所在地）〒210-8577　川崎市川崎区宮本町1番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―
個人情報ファイルの種別	■　法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） （政令第21条第7項に該当するファイル：　■　有　□　無） □　法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名称）市民オンブズマン事務局人権オンブズパーソン担当 （所在地）〒210-0005　川崎市川崎区東田町5番地4
行政機関等匿名加工情報の概要	―
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	―
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	―
備考	